白糠町補助金等交付基準

(目的)

第1条 この基準は、白糠町(以下「町」という。)が交付する補助金等について、補助金等の透明性、公正性及び公益性の一層の向上を図ることにより、補助金等の適正 化と効果的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この基準において、「補助金等」とは、町が団体又は個人の行う特定の事務事業に対し、行政目的を効果的かつ効率的に達成するため交付する給付金で、次に掲げるものをいう。
 - (1) 補助金 公益性のある活動の中でも、補助事業者の自主性及び任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、最も奨励的及び助成的な趣旨に近い給付金をいう。
 - (2) 負担金 町からの一定要件の資金提供により、補助事業者が労力等の負担提供を伴いながら活動を展開するもので、政策誘導的な給付金をいう。
 - (3) 交付金 町の施策事業とほぼ同様あるいは、本来町が実施するような事業を補助事業者が行うものに対する事務委託的な給付金をいう。
 - (4) 前号に規定する交付金を除くその他相当の反対給付を受けない給付金 (補助金等交付の基本方針)
- 第3条 補助金等の交付は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づき、公益上必要である場合に限られるものであり、その判断にあたっては、十分かつ客観的に妥当なものであることを念頭に厳正に行うものとする。
- 2 前項の公益上必要がある補助金等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 町民の福祉の向上と利益の増進に寄与するもの
 - (2) 町の政策及び施策に沿った事業又は活動であるもの
 - (3) 事業の実施目的及び補助金等の補助目的が社会及び経済情勢に適合しており、 その必要性が多くの町民の理解を得られるもの

(補助対象外経費)

- 第4条 補助対象外経費は、別表のとおりとする。
- 2 町長が必要と認めるときは、前項の規定に関わらず、同項に掲げる経費を補助事業の対象経費(以下「補助対象経費」という。)とすることができる。

(補助基本額)

第5条 補助金等の算定に用いる補助基本額は、補助対象経費から事業等の実施に伴う 特定の収入を差し引いた額とする。

(町が支出する額)

- 第6条 町が支出する額は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金 補助基本額の2分の1以内とする。
 - (2) 負担金 補助基本額の10分の10以内とする。
 - (3) 交付金 定額又は町が一定の算式により積算する額とする。

- (4) その他の給付金 定額又は町が一定の算式により積算する額とする。 (交付要綱等の制定)
- 第7条 補助金等を交付しようとするときは、交付要綱等(次項ただし書の規定により 条例又は規則で制定するものを含む。以下同じ。)を定めなければならない。ただし、 国及び北海道(以下「道」という。)等の施策に伴うもので、町独自の施策に基づく 補助金等を上乗せしない場合にあっては、この限りでない。
- 2 交付要綱等の制定形式は、原則として要綱とする。ただし、条例又は規則で制定することが適当である補助金等については、条例又は規則とする。
- 3 補助金等を主管する課等(以下「主管課」という。)の長は、交付要綱等を制定又は改正しようとするときは、企画総務部企画財政課を経由して企画総務部長に合議をしなければならない。
- 4 交付要綱等には、終期に関する事項を規定しなければならない。
- 5 前項の終期設定にあたっては、事業内容及び効果を考慮して定めるものとするが、 特に事情がない限り3年以内とする。

(適用除外)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合については、この基準を適用しないものと する。
 - (1) 元金及び利子の補給事業にかかるもの
 - (2) 債務負担行為設定済みのもの
 - (3) 国及び道などの法令、条例及び他の規則等により別に定められているもの
 - (4) 町が条例及び他の規則により別に定めているもの
 - (5) 町が町以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のもの(毎年 度継続して実施している事業にかかるものを除く。)
 - (6) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金等の公表)

- 第9条 補助金等の公表については、次に掲げる方法で行うものとする。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報の保護に十分留意するものとする。
 - (1) 毎会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先等を町のホームページにより主管課が掲載する方法
 - (2) 白糠町役場企画総務部企画財政課内に備え付けて公衆の閲覧に供する方法 附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行し、平成21年度以降の予算に係るものから適用する。

別表(第4条関係)

補助対象外経費

経費の種類	留 意 事 項
研修会などに要する	会員相互の親睦及び交流を目的とした研修会など、研修の効果
経費	が多くの町民に及ばない研修会費などは対象外とする。
交際費及びこれに類	会員、関係者及び関係団体等に対する慶弔費、見舞金、激励金
するもの	品、記念品など交際費及びこれに類するものは金額の多寡に関
	わらず対象外とする。
食糧費	飲食に要する経費は金額の多寡に関わらず対象外とする。ただ
	し、当該経費自体が事業である場合は、この限りでない。
人件費	人件費を補助することを目的とした補助金を除き、経常的な人
	件費については、報酬、給料及び賃金など、その名称を問わず
	対象外とする。
積立金及び預金	補助金を原資とした積立金及び預金は、周年記念事業等に対す
	る計画的な積立も含め例外なく対象外とする。
予備費	対象外とする。

備考 補助金等の交付目的を達成するため、真にやむを得ない理由により補助対象とする必要がある場合については、補助対象とする理由を明らかにするとともに、補助対象とする経費の範囲を具体的に規定すること。